

令和6年10月17日

各位

質疑回答書

川崎町「道の駅」建築実施設計業務委託公募型プロポーザル参加表明書等に係る質疑について、下記のとおり回答します。

記

番号	質疑内容	回答
1	<p>実施要領 6.参加資格要件 (1)参加資格 (コ)福岡県内に本店、支店又は営業所を有していること。 と記載がありますが、 東京の弊社(6.参加資格要件 (1)参加資格 (イ)を満たしている)と、 福岡県内に本店を持つ設計事務所(6.参加資格要件 (1)参加資格(イ)を満たしていない)とのJVで、 本プロポーザルに参加することは可能でしょうか。</p>	<p>「実施要領 6.参加資格要件 (1)参加資格の (ア) プロポーザルに参加する業者 (以下 (参加表明者) という。) は単体企業であること」としており、JVでの参加はできません。 「(コ) 福岡県内に本店、支店又は営業所を有していること」の資格要件については、参加表明者が満たすものとします。</p>
2	<p>実施要領 1.趣旨 「優れた創造性や高度な 技術力、豊富な経験等を有する設計者を広く募集」 と記載がありますが、 また、 仕様 2.業務目的 「令和6年7月に作成した建築基本設計の内容を機能性 及び 施工性、コスト等に妥当性を図った上で、建築実施設</p>	<p>配置図については、建物全体変更は不可ですが、外観の変更は可能です。 平面図・断面図については、広場棟及び交流棟の建物は変更可能です。</p>

	<p>計を立案する」 と記載がありますが、 建築実施設計の立案において、機能性及び施工性、コスト等に妥当性を図った上で、基本設計における配置図、平面図、断面図を抜本的に変更、全く別案として提案（意匠設計が、基本設計を行なった設計者ではなく、実施設計を行なった設計者に帰属する結果になるということ）してよい、 という理解で合ってますでしょうか。詳しく教えて頂きたいです。 （基本設計における配置図、平面図、断面図を抜本的に変更しないならば、実施設計は基本設計を行なった設計者が随意契約で行うのが通常と思われ、十分に趣旨を確認の上、参加について検討したいため）</p>	
3	<p>実施要領の 6.参加資格要件について、「延べ床面積 2,000 m<sup>2</sup>以上」とありますが、1 棟当たりの面積でしょうか。 関連する施設の合計面積でもよろしいのでしょうか。 ご教示お願いいたします。</p>	<p>1 契約内であれば関連する施設の合計面積で良いです。</p>
4	<p>実施要領の 9.プロポーザルの参加について (1) 参加表明書等提出書類の 8 配置技術者の経歴等について、業務に携わったことがわかる業務履行証明書は自社証明でも可能でしょうか。 ご教示お願いいたします。</p>	<p>自社証明でも可能です。 自社証明の場合は、自社証明書と併せて、携わった業務の契約書の写しとその業務の実施体制表を添付してください。</p>

以上